

## 都市維持建設税の施行

2020年に改正された都市維持建設税が2021年9月1日から施行されました。財政部と税務総局は具体的な課税標準の計算方法等について公告し教育費付加や地方教育付加も都市維持建設税と同じ計算をすることを定めています。これにより対外支払時に徴税されていた都市維持建設税、教育費付加、地方教育付加の代理控除、代理納付が不要となりました。

### 【納税者】

中華人民共和国内で増値税、消費税を納付する単位及び個人は都市維持建設税の納税者であり本法の規定に従い都市維持建設税を納付しなければならない。

### 【課税標準】

納税者が実際に納付した増値税、消費税の税額を課税標準とする。

実際に納付した増値税の税額とは、納税者が増値税に関連する法律法規により計算した納付すべき増値税額に増値税免除・控除税税額を加算し、直接減免される増値税額と期末留保増値税還付額を控除した金額を指す。

実際に納付した消費税の税額とは、納税者は消費税に関連する法律法規により計算した納付すべき消費税額から直接減免される消費税額を控除した金額を指す。

貨物の輸入又は中国国外の単位又は個人による労務・役務・無形資産の中国国内販売における納付された増値税、消費税額については、都市維持建設税を徴税しない。

直接減免される増値税額と消費税額とは、増値税、消費税に関連する法律法規と税收政策規定により直接、減免或いは免税される増値税額と消費税額を指し、先徴収後返還、先徴収後還付、即時徴収即時還付により返還及び還付される増値税額と消費税額は含まれない。

### 【税率】

都市維持建設税の税率は以下のとおりとする。

納税者の所在地が市区である場合の税率は7%とする。

納税者の所在地が県城又は鎮である場合の税率は5%とする。

納税者の所在地が市区、県城又は鎮でない場合の税率は1%とする。